

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成29年 第1号
受付日	平成29年5月29日
質問者	加納 康樹 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成29年6月5日

担 当 部 局：環境部生活環境課

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 加納 康樹 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

四日市市路上喫煙の禁止に関する条例に関して

条例の施行から半年が経過するが、この間の指導（巡回）の実態、罰則（過料）の有無または件数について確認したい。

■答弁

平成28年12月1日から四日市市路上喫煙の禁止に関する条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。平成29年5月29日現在、条例の規定に基づき、路上喫煙監視指導員が、のべ135回のパトロールを行い、路上喫煙禁止区域内で喫煙していた方に対して、216件の指導を行いました。なお、条例では、路上喫煙監視指導員が喫煙をやめるよう指導を行い、指導に従わない場合は、過料の処分を行うこととしており、現時点では、路上喫煙監視指導員の指導を受けた方は、すべて指導に従っていただいていることから、過料を徴収したという事例はございません。

■質問

市民からは喫煙禁止区域の路面標示が小さいために、どこからが禁煙エリアなのかが分かりにくいとの意見もあるが、この点の改善の余地はあるのか伺いたい。

■答弁

本市の路上喫煙禁止区域に関する路面標示につきましては、たとえば、すでに路上喫煙の禁止に取り組まれている他市の路面標示と同程度の大きさとしております。一方で、路上喫煙禁止区域に関する路面標示の数量につきましては、これまでの路上喫煙禁止区域の開始位置を示す表示に加え、路上喫煙禁止区域内に、本年4月に新たな表示を20箇所追加で設置いたしました。なお、路上喫煙禁止区域を示す掲示看板も、5箇所設置しており、条例のより一層の周知、啓発に取り組んでいるところです。

■質問

アーケードの下は全て禁煙エリアとした方が分かりやすくなるのではないかとと思われるところだが、路上喫煙禁止区域の指定を変更する（拡大する）予定はあるのかについて伺いたい。

■答弁

路上喫煙禁止区域の指定も含め、当該地域の歩行者の流量調査を参考に、地域自治会様や商店街の各組合様などと協議を行い、パブリックコメントで市民のみなさまのご意見をいただき、禁止区域を含めた条例案を作成し、市議会の審議を受けて条例を制定させていただきました。このような経緯を踏まえつつ、現時点では、区域の見直しについては、様々な意見があり、ただちに路上喫煙禁止区域の指定を見直すには至っておりません。路上喫煙禁止区域につきましては、今後も市民のみなさまからのご意見などを参考にさせていただきたいと考えております。

■質問

現状の喫煙エリアの清掃状況（どのくらいの頻度で清掃作業が行われているのか）について、各喫煙エリアの利用状況（清掃状況からの推測でも構わない）についても、お示し頂きたい。

■答弁

ご質問にありました「喫煙エリア」とは、路上喫煙禁止区域内に、市が設置した喫煙所であるものと判断し、回答させていただきます。

現在、路上喫煙禁止区域内におきましては、4箇所の喫煙所を設置しており、事業者に委託し、土日、祝日を含め、毎日早朝清掃を行っています。

なお、利用者数は、把握できておりませんが、灰皿には600本程度入る受け皿が入っていますが、その受け皿に入りきらないような状況になっているとの報告は受けておりません。